

個別事業者に対する補助金の交付決定の取消しと返還命令について

令和３年度佐賀県中小企業新事業チャレンジ支援事業補助金（佐賀県中小企業団体中央会が佐賀県の補助を受け、県内中小企業等に間接補助を行う事業）において、補助事業者による補助金の不適切な受給が判明しました。

このため、当該補助事業者に対して、補助金の交付決定の全部を取消し、補助金の全額返還及び返還に伴う加算金の納付を命じましたので、公表します。

なお、補助金は全額が返還され、返還に伴う加算金も納付されました。

当会が実施する全ての補助事業において、不適切な受給等が判明した場合は、速やかに事実関係を確認した上で、補助金の交付決定の取消しや返還請求などの措置を講じ、厳正に対処いたします。

お問い合わせ先

佐賀県中小企業団体中央会 経営企画部 TEL 0 9 5 2 - 2 3 - 4 5 9 8